

## 第2回 総務文教委員会記録

- 1 日 時 令和3年6月16日(水) 午前10時00分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 6名
- |         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長   | 八 木 清 美 | 委 員 | 天 野 京 子 |
| 副 委 員 長 | 霜 鳥 榮 之 | ”   | 高 田 保 則 |
| 委 員     | 佐 藤 栄 一 | ”   | 岩 崎 芳 昭 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 1名
- 議 長 関 根 正 明
- 7 説明員 7名
- |             |         |          |         |
|-------------|---------|----------|---------|
| 副 市 長       | 西 澤 澄 男 | 教 育 長    | 川 上 晃   |
| 企 画 政 策 課 長 | 葭 原 利 昌 | こども教育課長  | 松 橋 守   |
| 財 務 課 長     | 大 野 敏 宏 | 監査委員事務局長 | 亀 井 昇 次 |
| 市 民 税 務 課 長 | 鴨 井 敏 英 |          |         |
- 8 事務局員 2名
- 局 長 築 田 和 志
- 主 査 道 下 啓 子
- 9 件 名
- 議案第 29 号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定について
- 議案第 30 号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について
- 議案第 31 号 妙高市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例議定について
- 議案第 38 号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第3号)のうち当委員会所管事項
- 議案第 39 号 妙高市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定について
- 陳情第 6 号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情
- 10 所管事務調査
- 高田保則委員
- 1 コミュニティ・スクールにおける現状と課題
- 11 閉会中の継続審査(調査)の申し出について

○委員長(八木清美) ただいまから総務文教委員会を開会します。

これより議事に入ります。

議案第29号から議案第31号及び議案第39号の条例改正4件、議案第38号の所管事項の補正予算1件の合計5件であります。

---

議案第29号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 最初に、議案第29号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） ただいま議題となりました議案第29号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例規定について御説明申し上げます。

議案第25号の後ろにごございます資料になります。議案第29号参考、新潟県妙高市市税条例等の一部改正の概要を御覧ください。本案は、令和3年度税制改正に係る地方税法の改正が行われたことから、市税条例等について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容について御説明申し上げます。まず、個人市民税では均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直し、扶養控除の対象とならない国外居住親族は個人市民税の非課税限度額の算定基準からも除外することとするほか、所得税において住宅取得等のための借入金の残高に応じて納付する税額を控除する住宅借入金等特別税額控除の特例が延期されることに伴い、所得税から控除し切れない額についてはこれまでと同様に個人住民税から控除するという内容についての改正を行うものであります。

次に、固定資産税では中小企業者等が生産性の向上のために取得した機械装置、事業用家屋に係る構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象資産の取得期間がこれまで平成30年度から令和2年度となっておりますが、この期限を2年間延長するものであります。

次に、軽自動車税では所有者から毎年納めていただきます種別割において、燃費性能等に優れた車両を取得した際の翌年度の税率を軽減するグリーン化特例について、対象を電気自動車などのより環境性能の高い車両に重点化するとともに、特例の適用期限を2年間延長するものであります。

最後に、都市計画税では地方税法の改正に伴い、対応する条に項のずれが生じるため、これを解消する改正を行うものであります。

以上、議案第29号につきまして御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第29号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 1点お伺いしたいんですけど、個人市民税関係のアの国外居住親族の取扱いを見直すというのは説明を受けたんですが、もう少しかみ砕いた説明をお願いできないでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） お答えします。

令和2年度の税制改正におきまして、控除の対象となる扶養親族、この要件が国外居住者の親族については29歳以下の者及び70歳以上の者に限って控除の対象とする改正が行われました。今までは年齢制限がなかったということで、年齢制限がついたということで、一定要件に該当する外国に居住の親族のみが控除対象となるというような改正でございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） こういった改正で、市内での影響とか、関係する方はいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） お答えします。

現時点では特定はできないんですが、限りなく少ないと、人数であるというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 市民税の関係で、いわゆる所得税法の特例の延長という中で、参考までに教えてほしいんですが、いわゆる所得税から差引きできなかった額を住民税の税額から控除することなんですけど、影響額というのはどのくらいの金額なのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） お答えします。

住民税の住宅借入金の控除額の影響額でございますが、これはコロナ禍によりまして、住宅を建てたけども、居住をしないと住宅取得控除って受けられないんですけども、その居住の期限が2年間延長されたということで、それに伴いまして市民税からも所得税が控除されなかった分を引くという、2年間なんですけども、当市におきましてはコロナ禍における入居自体が延期になるということは、現時点ではあまりケースとしては考えられませんので、影響額というのはほぼないというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第29号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

議案第30号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第30号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ただいま議題となりました議案第30号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、国で定めた基準である法令の条項の一部が改正されたことに伴い、当市の条例中に引用している条項を同様に一部改正するものです。

主な改正内容ですが、新旧対照表の2ページ目御覧いただきたいと思います。その上段、第6条第5項を御覧ください。家庭の保育事業者等による保育の提供が終了した後も必要な教育、または保育が継続的に提供できるよう、確保が求められている連携施設の対象として、国家戦略特別区域法に定める国家戦略特別区域小規模保育事業が新たに加わったことなどに伴い、本条例につきましてもそれらを加えて改正するものです。

なお、当市におきまして、現時点でそれらの事業を行っている事業者等はございません。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第30号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第30号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

議案第31号 妙高市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第31号 妙高市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（亀井昇次） ただいま議題となりました議案第31号 妙高市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は地方税法に基づき、固定資産の価格に関する不服審査の手続等を定めている固定資産評価審査委員会条例について、納税者等の行政手続における負担軽減と利便性を図ることを目的に、国が進めている押印の見直しに基づき審査申出書等の押印を不要とするとともに、引用法令名の改正等に伴い所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、審査の申出者が提出する審査申出書、口頭審理において証人が提出する口述書について押印を不要とするとともに、本条例中に引用している法律の題名の改正として、改正前の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定から、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定に改めるものであります。

以上、議案第31号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第31号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ちょっと一つ、1点だけお願いしたいんですが、印鑑の省略の関係なんですよ。全てが省

略じゃなくて、この条例が出たにしてでもどうしても印鑑が必要なものなんだというのを、その辺のそこは幾つ、どのくらいあるのか、その辺の紹介してもらえますか。

○委員長（八木清美） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（亀井昇次） 監査事務局所管のものに関しましてはですね、今回この固定資産評価審査委員会条例の改正の中にもですね、廃止する部分と廃止しない部分があると。廃止しない部分につきましてはですね、申出者が口頭陳述した場合にですね、調書というのを作りますが、そこで事務局の判こ押すんですが、そこはまず省略しない。それはなぜかという、正確性をまだ担保する必要があるだろうということで、事務局の判こは省略しないと。あと、決定書が最終的にできるんですが、そこに委員会の押印をするんですが、それも省略しない。それはなぜかという、まだ書類の真正性、間違いないと、それを担保する必要があるということで省略しておりません。そういう区分けになっておりますが、うちの所管に関しましてはですね。

以上です。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第31号 妙高市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第39号 妙高市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第39号 妙高市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ただいま議題となりました議案第39号 妙高市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、利用児童が増加している新井小学校放課後児童クラブについて、利用児童の増加によって、これまでの設置施設だった新井ふれあい会館2階が狭隘となり、活動に支障が出ていたことや働き方改革や女性の社会進出の増加などにより今後も児童クラブの利用者の増加が見込まれることから、妙高市勤労者研修センター2階への移転に伴い、クラブの位置を変更するため条例を改正するものであります。

以上、議案第39号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第39号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ちょっとお伺いしたいんですけど、この条例の附則には令和3年4月12日から適用というふうになっているんですね。もう既に6月も半ばという形なんですけど、この児童クラブの移動はいつから行われた

のかお聞きしたいと思いますが。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

移動につきましては、4月12日以前に10日、11日と土・日があつたんですけれども、その際に引っ越しを行いまして、12日の月曜日から移動しております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これは、本来なら3月の議会に提出すべき議案ではなかったかと思うんですが、その辺の認識をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

今申し上げたように移転に向けては準備をしております、ただその際に今おっしゃられたように条例改正が必要になるということについて失念をしておりました。ということで今回の提出になってしまいました。今後このようなことがないように、細心の注意を払って行いたいと思います。申し訳ございませんでした。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今度移るところは1階にたしか地域共生課ということで、2階部分を使用するということが前提だと思うんですが、その辺のすみ分けといいますか、管理部分というのはどういうふうになります。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

今申し上げましたように1階と2階ということですみ分けというような形になっておまして、利用者につきましてはその辺が明確に分かるように区分をしているというような状況です。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 放課後児童クラブの多分事務的といいますか、支援員さんが会合する場所だとかという必要だと思うんですが、2階にはたしかあまりそういう場所がないんですが、その辺は1階の地域共生課の部分を使うのか、2階だけで新たにそういう部分を設けるのか、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 2階にですね、今回お借りする部屋は3部屋ございまして、スペース的にはかなり広いスペースになっておりますので、その中を活用しながら行いたいと思っております。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第39号 妙高市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項

○委員長（八木清美） 次に、議案第38号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） ただいま議題となりました議案第38号 令和3年度一般会計補正予算（第3号）のうち、企画政策課所管事項について御説明申し上げます。

まず、歳出について申し上げます。補正予算書の12、13ページを御覧ください。一番上の2款1項1目一般管理費のスマート自治体推進事業は、新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式や働き方を踏まえ、ビデオ会議システムZ o o mを活用した非対面型、非接触型の行政サービスの提供と行政業務の効率化を図るための環境整備を行うものでございます。

次に、歳入について申し上げます。8、9ページを御覧ください。上段の16款2項1目5節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部94万7000円は、今ほど御説明いたしましたスマート自治体推進事業に充当するものでございます。

以上で企画政策課所管事項の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） 続きまして、市民税務課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。補正予算書12、13ページ及び予算書の後段につけてございます議案第38号参考、補正予算の概要2ページの上段を併せて御覧ください。補正予算書13ページ中段の2款3項1目戸籍住民基本台帳整備事業886万6000円は、2022年度までにほとんどの国民へのマイナンバーカードを普及させるという政府目標を踏まえ、人との接触機会を軽減し、デジタル化推進の基礎となるマイナンバーカードのさらなる取得促進に向け、妙高さきエール商品券を購入できる特典を付与することで市民の取得動機を喚起し、これにより増加するマイナンバーカード申請に対応するため、専用受付等に係る費用を計上したものであります。また、多くの市民の皆様が申請しやすい、取得しやすい環境と機会を提供するため、未取得者の方への案内通知や専用受付窓口に加え、希望する地域への出張申請受付、新井南部地域に配置されました地域共生課の地区担当職員等と連携した申請支援など、市民のマイナンバーカードの取得の希望に応える親切、丁寧な対応に努めてまいります。

なお、昨年12月から本年3月にかけて、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-L I Sといっているところなんですけれども、こちらのほうからカード未取得者へのQRコードつき交付申請書が送られました。その際に申請書のところに妙高市宛ということですね、記載がなければいけないところが誤って新井市ということで2000通ほど送られていたということで、これにつきましては地方公共団体情報システム機構から直接送られてきたもので、当課といたしましてはチェックの余地がなかったものでございますが、それが判明いたしまして、至急私どものほうから機構のほうに申入れをし、機構のほうからは印字誤りについてのおわびということで、おわびの文書をいただいているということで、ただの2000通お送りしてしまった皆様方の再送付をお願いしたんですけども、J-L I Sとしては対応ができないということで、市民の皆様にご迷惑をかけてしまっている部分があるということで、参考までをお願いをしたいと思います。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。予算書戻っていただきまして、9ページをお開きください。上から2つ目、16款2項1目個人番号カード交付事務費補助金886万6000円は、先ほど申し上げました戸籍住民基本台帳整備事業におけるマイナンバーカードの専用受付等に係る事務費について、その全額が国から補助されるものであります。

以上で市民税務課所管分について説明を終わります。

○委員長（八木清美） 　こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 　続きまして、こども教育課所管分について御説明を申し上げます。

まずは歳出について説明いたします。補正予算書13ページ下段から15ページ上段の3款2項1目低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯を支援するための生活支援特別給付金の支給に係る費用となります。給付の対象者は、主に令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の支給を受け、令和3年度分の市民税均等割が非課税の方であり、こちらの方につきましては申請等は必要ありません。そのほか中学校卒業から18歳年度末までの子どもさんなどを養育されている市民税均等割非課税世帯の方や新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯などが対象になります。給付額につきましては、児童1人当たり5万円で、対象となる児童は約460人を見込んでおります。作業につきましては、前年所得が確定する6月中旬以降に該当世帯の確認を行い、7月上旬から順次給付する予定となっております。

次に、その下の認定こども園、保育園運営事業のコンピュータシステム借上げ料は、先ほど企画政策課長説明しましたビデオ会議システムZoomのこども園、保育園のライセンス使用分で、管理等備品購入費は園で使用する専用機器の購入費になります。

次に、はぐっていただきまして、17ページ下段の10款1項2目教育委員会事務局管理費の通信運搬費は、家庭学習でタブレットを活用する際、Wi-Fi環境のない就学援助世帯へ貸し出すSIMカードの購入に伴う費用であります。また、コンピュータシステム借上げ料は、園と同様に学校でのライセンス使用分とタブレット端末を家庭学習で活用するに当たり、有害サイトへの接続を防ぐフィルタリング機能の導入を行うための費用となっております。

次に、その下、下段から19ページ上段の中学校教育振興事業は、国が示した学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の実践研究に当市が選定されたことから、休日の部活動の在り方などを検証するための費用となります。具体的には休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の方法などの課題を検証するため、市内3中学校の休日の部活動の運営を市内のNPO法人に委託するものです。実施する部活動につきましては、新井中学校の体操部、剣道部、男子ソフトテニス部、妙高高原中学校と妙高中学校の軟式野球部、女子バレーボール部の合同部活動で、主に土曜日、計20回の活動を予定しております。

続いて、歳入について説明いたします。予算書戻っていただきまして、9ページ上段を御覧ください。16款2項1目5節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、歳出で説明いたしました認定こども園、保育園運営事業、教育委員会事務局管理費の費用に全額充当するものです。

その下の16款2項2目2節児童福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、先ほど説明いたしました低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に伴う国からの補助金で、こちらにつきましても全額が補助されます。

その下の17款3項4目2節中学校費委託金の地域運動部活動推進事業委託金は、先ほど説明いたしました中学校教育振興事業の実施に伴います経費ということで、こちらにつきましても全額県からの委託金で補填されるようになります。

以上でこども教育課所管分の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 　財務課長。

○財務課長（大野敏宏） 　続きまして、財務課所管事項について御説明いたします。

歳入になりますが、8ページ、9ページを御覧ください。下段の21款1項1目繰越金につきましては、令和2年度からの繰越金の一部を補正財源として計上するものであります。

以上で財務課所管の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第38号に対する質疑を行います。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 1点だけ。10款1項2目の教育委員会事務管理費の中で、運搬費が100万円ほど盛ってあるんですが、これ具体的にどういうものを運ぶのかちょっと教えてもらいたと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

こちらの通信運搬費につきましては、先ほど申し上げましたSIMカードを購入する経費というので、区分的には通信運搬費というふうな区分になっております。

[何事か呼ぶ者あり]

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） こちらの通信運搬費につきましては、先ほど申し上げましたWi-Fi環境のない家庭に配付するSIMカードの経費になるということで、区分としましては消耗品のような形、考え方もあるんですけども、こちらのほうに上げました通信運搬費という区分が該当するというので、このような形で上げております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） ちょっと理解よくできませんので、具体的に何かありますか。具体的にどういうものだというのを。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ルーターというものがあるんですけども、こちらにつきましては昨年度補正でもって買わせていただきました。家庭にWi-Fi環境がない家庭の場合は、ルーターというものを活用することによりまして外部と通信ができるというようなシステムなんですけども、ただそのルーターを使う際にはSIMカードという、よくスマホの中にも入っておりますけれども、薄いカードのようなものを差し込まないと使うことができません。なもんで、そのルーターを購入してありましたけども、今回ルーターで活用するためのSIMカードというものを購入したいというものでございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 具体的に何個ぐらいなんですか。100万円という、ルーターは私ら持っていますけども、そこへカードをつけるという、カードの枚数とかという、それを運搬するのに、制作費がよく分かりませんが、込みで100万円なのか、その辺の区分はどうですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

購入するのはあくまでもSIMカードのみで、ただ区分が通信運搬費というふうな区分になっております。購入する枚数ですけれども、有効期限のようなものがございまして、6か月と1か月というふうな有効期限のものを今回買いますので、枚数としましてはそれぞれ40枚ずつ、合計で80枚購入する予定になっております。それを使いまして9月から7か月間、一応もし家庭学習をする際にはそれを活用したいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） すみません。その整備をした場合通信費用というのは個人にかかってくるんですか。誰が払うようになるんですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） この通信費につきましては、SIMカードを使うことによりまして、言い方適正かどうか分かりませんが、前払いするような形になっておりまして、なもんで家庭で使われる場合は御家庭のほうに負担がかかることはございません。要するに市のほうの負担になります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 中学校の教育振興費の關係のいわゆる部活動關係なんですけども、子どもたちというか、生徒のですね、技術向上とか、また部活動が活性化するという面では非常にいいことかなというふうに私は思っています。その中でいわゆる部活動担当顧問と外部指導者との連携というのが非常に大事なかなというふうに思うんですが、そこら辺はこれから取り組む中でどのような形で調整を図っていくのか、そこら辺の考え方を教えていただきたいと思えます。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

おっしゃるとおり子どもたちに対する指導というところは、一貫性がなければ子どもたちが混乱してしまいますので、基本的には学校の指導と、それから部活動外部指導員も含めまして、学校外で指導する場合につきましても同じ考え方で指導するようになるかと思えます。そのためにはやはり連携といいますか、打合せ等を行いながらすり合わせをして行っていくというような形になります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 予算的にはですね、87万3000円という形の予算が計上されておるんですが、スポーツクラブに今委託という形なんですけども、専門的ないわゆるスキルを持った指導員の指導謝金に該当するような金額というような形なのか、今まで学校の顧問の先生が残業手当をつけていた、その分くらい相当の額なのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 経費につきましては、学校の残業代とかではなくて、一応決められた金額、1時間当たり1600円という額ですけども、これは競技等に関係なく、一律同じ額を計上しております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 概要を見ますと国が示した学校の働き方改革を踏まえたということで、何人か過去にも一般質問等で学校の先生の部活動等に係る負担を減らしてほしいということで、いよいよ動き出したと思うんですが、これまず妙高市が選定されたいきさつというのがあれば教えていただけますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 正直どのような形かは分かりませんが、ただ県のほうで会議等がございまして、うちの指導主事等もそちらのほうには出席しております。その中で意見交換をする中で、これまで外部指導員の配置につきましては県内の中でもかなり精力的に行っておりまして、その辺の成果を踏まえた上での選定ではないかというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 補足説明をさせていただきます。

今年度今お話のあった地域型スポーツクラブに委託をしてという事業に手を挙げたと、選定をさせていただいた

と。その前の年にですね、合同部活動、事業名でいうとですね、複数合同部活動推進事業というのがありまして、そちらのほうに手を挙げさせていただき、県の保健体育課のほうからも紹介があったということで、受けさせていただくことで妙高中学校と妙高高原中学校の例の野球とバレーボールというのは昨年度からスタートしていると。今年度については地域運動部活動推進事業というのがありましたので、そちらのほうに紹介をいただいたので、手を挙げたということでございます。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） その中で昨年から既に野球とバレーボールはやっているということで、今回新井中学校の体操部、剣道部、男子ソフトテニス部ということで、この3つが選定されたのは何かいきさつがあるのでしょうか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） この事業を進めるに当たって、各3中学校のほうに照会をかけました。各中学校のほうでこの部活動をぜひ取り上げてほしいという状況の中で、新井中学校の3つの部活動が選ばれたということでございます。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 非常にモデルケースとしてこれが成功しますと、またそれを見習ってほかも手を挙げると思っていますので、ぜひともこれが成果が実るようにしっかりとフォローアップの体制、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） この事業はずっと続くとは限らないので、今年度いっぱい終わるかもしれませんが、そこら辺まだ未定でございます。最終的には土・日の部活動が地域型スポーツクラブに移管するというのが国の方針でございますので、そちらのほうに行くための一つの過程として調査研究ということで、今取り組んでるところでございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 今教育長から答弁あった中で、ちょっと私体育専門で、それ相当な競技経歴もあるし、指導能力もあるという、情熱を燃やしている部活の顧問の先生がいらっしゃると思うんですよね。そういう先生方の土曜、日曜まで取り上げるということじゃないんでしょうね。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） すみません。笑ってしまって、申し訳ありません。私も教員でしたので、部活動にかける思いの強い教員がいるということは承知しております。ただ、全てではない。今の調査をしますとほとんど7割方がですね、全国的に土・日の部活動について苦痛に感じているという調査もあります。そのほかの中では確かにそうやって部活動に情熱をささげるとい人もいますので、その方々の部分を取り上げるということではないんです。というのは、一方で希望する教員にはですね、引き続き休日も指導できるように配慮してあるんです。兼職兼業申請を出して、その教員には仕事を与えるというか、部活動の活動についての指導ができるような一応幅を、範囲を設けていますので、全てなくなるということではありません。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） そうしますと、学校の先生方の土・日に働くということになりますので、その場合の給与ってどうなるんですか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 先ほど申し上げたとおりです。兼職兼業申請を出しますので、別に給料が出ます。つまり部活動手当が地域型スポーツクラブを通して出るということです。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ちょっと関連していくんですが、こういった新しい形の制度ができてくるということは先生方の負担も若干減ってくるのかなという思いがあるんですが、今回これ限られた部活だけですよね。そんな中で、これからいろんな形で子どもたちの活躍をする場をつくっていかなくちゃいけないというのはまた一つの面であると思うんです。そんな中で地域でこういったスポーツ関係、それと併せて文化関係も受皿をつくっていかなくちゃいけないというような私は思いがあると思うんですが、教育委員会としてはそういった地域の受皿づくり、地域のスポーツクラブなり、文化関係団体等の組織づくりを考えていく考えあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 委員さんおっしゃるとおりでございます、国がそういうふうな方向を示したからといって、受皿である総合型地域スポーツクラブもしくは文化活動のそれが育成、指導者が育ってなきゃどうにもならないわけですので、そこら辺はもう既にスポーツクラブ3つありますね。スポーツクラブあらい、ふるさとづくり妙高、妙高高原さわやか協議会等々から来ていただいて、定期的に部活動の移管、移行について協議をしております。それから、指導者の育成はどうあるべきかといったようなことも議題になっています。

それからもう一つ、文化庁ですね、合唱、それから吹奏楽。これは、文化庁から指示が出て、同じようにやってくれということですが、その受皿については今研究中ではございます。どういう受皿があるかといったようなところの部分を事業団等々に確認をしながら、研究しているところでございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） じゃ、関連してなんですが、新たな踏み込みなんですね。今の答弁聞いていますと、継続的にはどこまでいくか分かんないという話でいくんですが、今後の働き方改革という形の中では今ほどありましたように地域との連携も含めながらやっていかなくちゃいけないんだと。ただ、試行的にやってくというテストパターンでありますから、今回は1つにはこのNPOの皆さんと学校との関わりの道つけですよ。流れですよ。それと、人数対応は体制的にどうなっていくのかなというのがあるんですけども、そのやり方によって、地域に、あるいはそこに広めていくという、それも絡んでくるのかなというふうに思います。あとはその人たちと、いわゆるNPOの皆さん、指導者の皆さんと生徒との関わりの問題ですよ。ここのところはまるっきりお任せというわけにいかないだろうというふうに思います。全国的な部活等を見ていますと、生徒と指導者との関係で問題もなきにしもあらずという形なんですけども、丸投げでないから、そこはそんなに心配せんでいいだろうと思うんですけども、その辺の関わりの点についての考え方がいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 今まで答弁させていただいたように、これから課題がたくさんある中で、クリアをしていかなくちゃいけない部分がたくさんありましてですね、今御指摘のあったところもあると思います。丸投げという形ではない。当然スポーツクラブの方々と学校の部活動の連携というのは必要になってくるんですが、先ほど申し上げたように土・日の職員の勤務を解放するというのが大きな大きな目的でもありますので、そちらのほうをまず進めながら、受皿としての総合型地域スポーツクラブのありようといったようなことを十分話し合って研究していかなくちゃいけないというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私たちは、この後ね、所管事務調査の中でコミュニティ・スクールの問題も議論、やり取りする予定になっているんですけども、地域との関わりというのはやっぱりこの辺の絡みもあるだろうというふうにも思ったりするんですね。これは、後ほどまた議論させてもらって結構ですが、やっぱり地域の皆さんがバツ

クアッパできるような、関わられるような、そういう機運をつくっていかんきゃいけないということになってくると思うんでね、また適宜内容についてはぜひ情報提供をお願いしておきたいなというふうに思います。

以上です。

では、違う点で。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それでは、今度別の関係でマイナンバーの関係について伺います。

昨日も商品券との絡みでありました。今ほど課長の説明を受けて、2022年までに100%を目指すという話であって、今年度は60%という昨日の報告もありました。そうやってやっていくという形の中で、いろんな手だてをしてですね、マイナンバーの普及に努めていくという形になるんですが、そもそもそこまで普及する目的といいますかね、理由といいますかね、その辺のところ具体的に伝わっていないというのはあるんですよね。その辺のところをまずはお聞きをしたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） お答えします。

マイナンバーカードの必要性ということでお答えをさせていただきますが、国のほうではデジタル手続法ということで令和元年の5月に交付されておりますけども、行政手続のオンラインを原則として進めていくということで定めております。行政手続、申請に基づく処分、それから本人確認や手数料納付のオンライン、それから行政機関の間で情報連携を入手する情報、それからそういった関わる添付書類をですね、書類として提出するのではなくて、マイナンバーカードを通じて情報を取りに行くということで提出書類を減らしていくという、こういったものを基本に整備をするということになっております。本年5月、6月ということで、政府のほうで成長戦略の骨子が示されておりますが、こちらのほうではデジタル化を新たな成長の原動力として位置づけて、デジタル庁を中心に組み立てていくということでされておまして、先般の新聞報道にもございましたけども、それを受けてデジタル庁につきましては9月ですね、発足後にこうした基本的な計画の重点計画を作成し、12月の国会のほうに提出していきたいという国の動きがあるということで、マイナンバーカードにつきましてはそういったデジタル化のですね、基盤となる、ほかの市長さんから言わせるとデジタル化のパスポートというような言い方をしていますけども、基本ベースとなるものであるということで、重要であるというふうにしてございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今課長言われたのはね、国の動き、国の方向性ですよ。デジタル法の関係で云々くんぬんとなってきますけど、行政対応としては利便性は上がってくるんだらうというふうに思うんですけども、私は市民の立場で見たときに、今課長が言われたようなことでもって説明して、はい、分かりましたという形になるのか、市民としてのメリットは何なのか、この辺のところはまだ定かでないですよ。今まで言われている形の中ではコンビニでもって書類、手続できるからという、こういうのがあったり、身分証明書であったり、今後は医療機関の診察券が入ったり、いつとき口座番号を1つ取らんきゃいけない、どこかで消えたみたいな格好になっていきますけども、こういう話はあるけども、実際に市民として見たときに、市民として必要なメリットというのは果たしてどうなんだろうなというのはまだ定かじゃないんですよ。いろいろあるけどもという、そこが私自身も正直言ってよく分かっていない部分なんです。高齢になってくると余計にその必要性が分かんないというのがあるんですけど、その辺はどのような対応を考えているんでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） お答えします。

マイナンバーカードにつきましては、国のほうでは社会保障、それから税ですね、それから災害という今3つの区分に活用していくというのが大きなテーマでしておりますが、今回デジタル庁の関係も含めまして、そういったものをその3つの分野だけに限らず広げていくということで、その一つの取組として健康保険証であったり、運転免許証というようなことが具体的に今示されているということでございます。

高齢者のメリットという部分ですが、現時点ではマイナンバーカードにつきましては顔写真入りのいわゆる公的な身分証明書としての利用ということで、現時点ではかなり限られているというふうに考えますけども、高齢者の方につきましては例えば免許証がないとか、写真つきのいわゆる身分証明書がない方が多うございまして、例えば銀行に行きますと10万円以上の振込でしょうか。こういったものは老若男女限らず、身分証明書の提示を求められます。それから、高額の前金の引きおろしですか、これにつきましても同様に身分証明書の提示が求められるというのがこれ全銀協で決まっているということで承知しているんですが、その際に通常ですと健康保険証とかですね、それから保険証書というんですかね。生命保険証書とか住民票であるとかという顔写真の入っていない自分の身分を証明するものを2通以上持つてくることによって、初めて身分の証明が明らかにしていただくような形になるんですが、マイナンバーカードをお持ちいただきますとそれ1枚で身分証明書としてできるということになります。

それから、これからのお話になりますけども、健康保険証については2022、令和4年度末ですか、令和3年度末までにはほぼ全国の医療機関のほうで使えるようにしていきたいんだというのが国の指針になっておりますので、健康保険証として使える。また、医療機関、それから薬局とのですね、情報連携によりまして、その方の個人の健康観察というんでしょうか。投薬データですとか治療データ、そういったものが入手しやすくなるということで、医師、医療機関にとってもそういった情報を取りに行ける環境が整えば高齢者の方の健康の管理の質を上げるという部分にも大きく役立ってくるというふうに考えています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 昨日はね、健康管理の関係でね、マイナンバー、副市長はちゃんと健康管理でもって、ここへデータ入れることによって、全体管理できるよという話がありましたけど、今私ね、無理やりちや言い方ちよつと悪くなるかな。そのカードを作ることによって、こういうことをやることによって、国のほうでもってどんどん、どんどん進めていって、そんでなきやならんみたいな形になってくるんですよね。どんどん拘束されていって、自由がなくなってくるみたいな形になってくるんですけども、メリットは何よと言ったときに、無理やりそこへはめ込んでくると。私はね、こういう点でもっていろいろ心配事も出てくるよというのはあるんです。今直接的に出てくるのがみんな1つにまとめてしまって、高齢者、よく分からんけども、このマイナンバーカードそのものでもって詐欺行為が出てきたら大変なことになるなというふうに思っているんですよ。カード1枚でもって、今みんなやりくりされてしまう、そういう形のものも果たしてどうなんだろうというふうに思っています。国のほうがそうやって進めるからということで、実際にマイナンバーそのものについてはそんなに予算なくたって、商品券で釣って、マイナンバーカードを作らせるというような、そういうふうに見えてくるというのもうまくない話だなというふうに思っております。実は昨日なんかは産経委員会の中でね、結局商品券の議論はできるけども、マイナンバーセットなんだけど、マイナンバーの議論ができないという、こんな形でもって進行しているという状況であったりして、この辺も審議の仕方も含めた中で、もっと誰しもがよく分かるような形でもって説明していく必要もあるんじゃないかなと。正直言って国民総番号制という形の中で、1回失敗しているんですよ。そして、今度またマイナンバー制度でもって番号管理に持っていくという、こういう形になってきている。人間として果たしてどうなんだろうという、こういう気持ちはあります。しかし、今ここでもって9月の発足までにどんだけやるかというこの目標を掲げて、実際に市民としてのメリットが出てくるのはまだ先だよということなんだけど、さっき言われ

た2022年で全部それ切り替えにならないとどんな支障が出てくるのかなと、この辺は今流れとしてはどうなんですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） お答えさせていただきます。

政府目標は、2022年度末までにおおむねの国民が取得するよというようになってございます。先ほども申し上げました具体的な今使えるものと、それからこれから整備をしていこうとしているものということで、デジタル庁のほうで今後重点計画を策定し、それを実行計画として移していくというのが12月の国会に提案されるということでございますので、そういった部分で具体的な施策が出てまいりますので、そういった部分での影響というのがそこで分かってくるんじゃないかなというふうに認識しております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） マイナンバーのほうはね、本当に高齢者果たしてといったときには、高齢者は保険証くらいしかないのかなというふうに思ったりしています。銀行対応も入ってくるというのは、結局のところ身分証明書としてという形のもの銀行のカードとのタイアップ等という形で来るからね、ここもまた高齢者の皆さん複雑になってくるなという、こんなところかなというふうに思っています。それはそれとして、そんなに急いでどうするんだらうというのがあります。ここだけの話じゃなくて、全国的にという形でありますから、その辺の動きを見ながらというふうにしていきたいと思えます。

もう一点、子育て世帯の関係で、概要の中でですね、一番下にね、給付時期の関係で7月上旬、それはそれでいいんですけども、要申請の方は申請内容の確認後に給付となっているんですけども、要申請の方に対する周知、案内等についてはどういう手だてになっていくのかなという。公平性の関係でね、できるだけ早めの対応でもってやっていただきたいなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 先般の議会の中でもお話あったかと思えますけれども、こちらのほうの方につきましては個別にダイレクトメールを送るというふうなわけにもいかないものですから、誰がどうだ、誰が申請該当するかというのわからないものですから、どうしても一般的な広い周知になってしまいます。その中では広報ですとか、それからホームページ、先般お話にありましたえむぷらというスマホアプリ等を活用した中で周知を図っていききたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 本人申請基ですからね、確かにそうなんだけども、分かりやすく丁寧に、できるだけ早めという形になるんですけども、そういう流れで漏れのないような対応をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

終わります。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） すみません。マイナンバーカードの推進についてちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

あるニュースですけれども、韓国のコロナ対策は成功し、日本は失敗したという、そのようなちょっとショッキングなニュースを見ておりましたら世界で最も厳格なマイナンバー制度を活用したことで感染経路の追跡に成功し、封じ込めることができた。このような韓国のお話ではありましたが、非常に厳格で、ほぼ全ての国民がマイナンバーカードを保持しているという。これによってパスポートや診察券、また住民票、戸籍、不動産投機、所得納税、銀行口座、あと高校、大学の卒業証明、インターネットの接続、携帯電話、国籍、出身地、ありとあらゆる

ことがひもづけになるという、このようなカードを持つことで、危険もありますが、逆に国から守られる部分もあるということで、こちら辺がまだまだ世界基準に日本はなかなかならない中で、今回霜鳥さんが質疑して答えていただきましたとおりに利点があるということが分かりにくいと思うんですね。今後特に高齢の方のところに説明に行くときには、私が今言ったようなこととかじゃなく、もっと身近な、さっき銀行の窓口で証明書、顔写真があって、ICチップが入っているもの、パスポートか運転免許証、運転免許証は返納します、いつか。パスポートは、皆さんが持っているものではありません。顔写真があって、ICチップが入って、暗証番号までついているものはもうこれしかないんだということをしっかりと丁寧に説明することで一定の理解は得られるんじゃないかと思うんですが、どのような形で地域に入っていけますか。先ほどは希望されればという言い方にとどまっていたと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） お答えします。

本年度から5名以上の方が希望される地域には出向いていきたいと思いますというのが先ほど御説明した内容でございまして、これにつきましては全地区の地域づくり協議会の皆様方の会長さんのところに、地域共生課のほうから市の支援一覧というのがあるんですけども、そちらのほうに掲載をさせていただいておりますし、南部地区の区長協議会、それから妙高高原地区、妙高地区の区長連絡協議会には出向いてですね、説明をさせていただいているという状況になっております。

それから、これまで、昨年度ですと市内の大型スーパーに出向いての出張申請受付、それから土曜日開庁の特別窓口申請、それから本年度、昨年度ですか、確定申告時、2月16日から3月15日までですけども、その折のマイナンバーカードの受付ということでさせていただいております。本年度、今新型コロナワクチンの接種が先般2回目高齢者の方終わったんですけども、5月の中旬から6月にかけての2回目のコロナ接種を受けた皆様方のところに出向いて、お一人お一人にお声かけをさせていただいて申請の御案内をさせていただいたところ、70名を超える申請をいただいているというような状況になってございます。今ほど委員さんから御提案をいただきましたとおり、やはりマイナンバーカードを持つ意味とかですね、メリットといったものがPRがちょっと不足しているんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後そういったものに気をつけて市民の皆さんに分かりやすい、そして持っていただけるようなPR、それから御案内をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 実際にちょっと実例を言いますと、車を持っていないのに、毎回毎回5年ごとに免許証更新に行く私の知り合いがおります。何で車持っていないのと言ったら、身分証明がなくなると、そういう理由でした。私は、毎回5年に1度お金をかけて警察まで行かなくても、10年に1度マイナンバーカードのほうがお安いし、同じ機能だよということで教えたらマイナンバーカードに切り替えるという、そういう理由の方もいましたので、いろんなケースをですね、ぜひ紹介してほしいと思います。

そこで1つ提案なんですけど、今回非常に紛糾しました妙高さきエール商品券、先にこれが来て、条件はマイナンバーカードを持っている人というふうになると、もう条件付きの商品券という、平等性がないんじゃないかという意見が多数の議員さんから出ましたが、よくよくこれを読むと、まずデジタル社会に対応するためにマイナンバーカードを取得してほしい、今回それを推進するためにこのようなお得な商品券をぜひ買ってほしいという、そういうことだと理解しているのですが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） そのとおりでございますので、そういった部分を市民の皆様によく分かっていただくよ

うなPRを今後努めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） それでしたらぜひ商品券のチラシなり、ポスターなり、御連絡なり、いずれそのような形でするときにしっかり大看板を立てていただいて、今回の目的の中心にあるのはマイナンバーカードを作っていただきたいと、推進事業であるということを表看板に出していただかないと分かりにくいかなと。逆に出していただくことで、ああ、これだったら、じゃ作ってみるかという気持ちにさせるように、上手にやっていただきたいと思うんですが、その点工夫はいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） お答えします。

今ほど御指摘のとおりマイナンバーカードを作っていただくということによって、地域商品券の購入ということで、今ほどお話もございましたようにマイナンバーカードを取っていただくということで、そのためのPR、こういったものを全面的に前に押し出して進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今天野委員から大きな話出ましたんですが、この中で1つ、専用受付の設置というのが書かれております。受付場所は、市役所本庁及び各支所というふうになっているんですけども、今のところ専用の窓口はつくってなかったということでよろしいでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） お答えします。

これまでの土曜開庁のですね、専用部分につきましては、大看板は出していないんですけども、一応マイナンバーカードの交付の専用ですよということで、職員体制も充実させる中で対応してまいりました。今後は市役所におきましては、1階の玄関入りましたコラボサロンですか、コラボサロンのほうに職員を配置し、誘導案内できるような体制を、そこ入ってきたときにすぐ分かるような形で、取りやすいというですかね、御案内しやすいような体制で詰めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） そういったのを設置を、場所を別に設けることによって、市民の皆さんも分かりやすく取りやすいなということはお出してくると思うんですけど、基本的にこのカード優先という考えもあるんですけど、付録のプレミアムも大きな魅力になっていくんですね。ですから、どっと来る可能性もあります。その辺の設置の効果を今後、目標60という数字出していますが、もっともっとPRして上げていく必要があると思うんですけど、効果をどのように考えていらっしゃるか、まずお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） お答えいたします。

他自治体の例でございますが、同様に商品券をお配りしているというところがあるんですけども、そういったところにつきましては約半年間ですか、半年間の申請受付で交付割合が60%ぐらいに達しているというような事例ございます。今ほど御指摘あったとおり殺到してしまうという部分もございますので、本市といたしましては議決をいただきましたら市民の皆様方に、まず未取得者の方に御案内を差し上げると。オンラインの申請というものも御家族の若い方、スマホを使える方であれば御家族の分を申請できるというのがありますので、そういった御案内も丁寧にさせていただくと。それから、申請にスマホでできない方のためには来庁していただいて、申請をいただくんですけども、混雑を避けるために、確定申告ではありませんけども、地域を割り振ってですね、その日に

優先的に来ていただくような形でスムーズな交付に努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 中身、私も取って見たんですけど、そんなに難しくなかった状況なんですけど、例えばさっき説明の中で出張して申請をやってきたという前例もあるようでございますが、今回プレミアム絡みますと、これ商工会議所、商工会のほうにプレミアム商品券買いに行くわけですよね。そういったところとの連携でそっちのほうに出張するような考えは持っていらっしゃるのかお聞かせください。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） お答えいたします。

現時点では販売をしているところへの出張というのはちょっと考えておりませんが、前段で申しあげました御案内通知、それからスマホでのですね、申請の状況、それから区割りをした中での来庁者の状況等々を考慮する中で、先ほども地域共生課の担当職員との連携というのもございましたけども、必要に応じて外に出ていくということも検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 1点だけ、マイナンバーカードについて。今課長からいろいろ国の方針だとか特典だとかというものが今説明ありましたけど、現実的に妙高市としてマイナンバーカードだけでいいという事業とか、受付とかあるんでしょう。というのは多分大事なのは、1階部分の3課だと思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） お答えいたします。

現時点ではこのカードでですね、コンビニでの所得証明、各種証明書類ですかね。こういったものは各自治体でもやっておりますので、妙高市としてのオリジナルのサービスというのは現時点ではございません。ただ、このカードの中には市町村独自でデータをぶら下げられる空き容量というのがございまして、今後ほかの先進自治体ですと例えば市営バスですね、優待乗車を高齢者の方に与えている場合に、ここにデータを入れて、これで乗れるというようなことをやっている市町村もございまして、今後市といたしましても市役所のスマート化じゃありませんけども、デジタル化に合わせたいろんな行政サービスを提供する中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私もそうだったんですけども、個人的に言いますと実際マイナンバーカードを持っていて、じゃ何に役に立つのかなという、どう利用できるかなというのがまず分からないんです。確かに今のコンビニでの云々ということもありますけども、一般的にはそういうのはそんなに必要ないわけですよね。だから、例えば介護とか福祉だとか税だとか、そういう人口形態に合ったようなサービスが本当は必要であれば、私の年代でもカードを持っていけばこれで済んだねということになるんですが、その辺はこれからの課題だと思うんですが、それはやっぱりオリジナルのものを早急に進めていけば、カードの普及はもっと上がるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 最後に1点だけちょっと教えてください。

このマイナンバーカードで、まだ決まっているわけじゃないんですけども、病院の診察券ですね。診察券を今だとそれぞれ病院対応でもって決めていたんですよね。これ一括になるんですか。そういう方向なんですか。もし分

かったら。そうすると、あれだこれだと言わんでも1枚で済むよと。これは、利便性ですよ。その辺の動きとい  
いますか、それはどんなもんですか。

○委員長（八木清美） 市民税課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） お答えいたします。

他の先進自治体の例ですと市営病院というんですか、市で抱えている病院については診察券対応しているところ  
もございます。今ほどの当市ですと県立妙高病院、けいなん病院、それから個人院たくさんあるんですけども、そ  
ういったところには健康保険証としての部分と、それから診察券としての部分というのはちょっと違う部分であり  
ますので、病院側のほうで診察券をデジタル化していくというですね、メリットをですね、費用対効果も含めて、  
高額なシステム導入の金額が予想されますので、そういったものを御理解いただいて導入していただけるというこ  
とであればそういった方向にもつながるかと思いますが、近隣病院だけではなくて、いろんな病院との連携という  
ものがございまして、ハードルはかなり高いんじゃないかなというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第38号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会所管事項は原案のとおり決  
定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

---

陳情第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める

陳情

○委員長（八木清美） 引き続き、全員協議会において当委員会に付託されました陳情の審査を行います。

付託されました陳情第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求  
める陳情を議題とします。

事前に陳情書等が配付されておりますので、各委員の意見を順に聞きたいと思います。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） きめ細かな教育をするためには30人以下学級の実現、それと併せまして教育の機会均等と水  
準の維持、また向上を図る教育条件整備のためには教育予算の充実が不可欠だと思います。

よって、私は本陳情に賛成です。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 毎年これが提案されてきているものですが、新潟県においてはここに記されてあるとおり  
2001年から小学校1、2年が32人以下、その上が今度2015年から35人以下という形が取られてきております。まだ  
まだ進めるべき問題ではないかなと思っておりますし、OECDの中では1番びりになっているのが日本です。そ  
んなことも考えますと、これは非常に子どもたちにとっても環境の改善をしていかなきゃいけないという思いで  
ございます。併せて、今回も国庫負担2分の1の復元となっておりますが、現在の3分の1からやはり自治体負担を減

らしていかなければ、それは進まないというふうに思いますので、この面で考えましても国庫負担の充実を求めるべきだと思いますので、この案については賛成であります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 両案とも特別意見はございません。今まで慣例といいますか、通例で陳情されていますので、賛成でございます。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 新潟県は進んでいるほうだと思いますが、それにしても小学校5年生からの35人以下学級については25人以上の下限設定があるという、なかなか厳しい設定になっているようですので、ぜひとも30人以下学級で実現をしていただきたいと思いますので、賛成いたします。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） なかなか進まないですね。これ教育現場のほうからもこういう声は上がっているということでもってやっているんだけど、なかなか進まない。どういう形でもって運動を展開していったらいいのかなというのも一つの課題でもあります。そんな中でもって、毎年こうして上げてもらっているわけなので、何らかの形で我々もバックアップしていかなきゃいけないだろうという位置づけでおります。

以上です。

○委員長（八木清美） これより起立により採決します。

陳情第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情については、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（八木清美） 着席願います。

賛成委員全員であります。

よって、陳情第3号は採択されました。

陳情第3号は採択となりましたので、意見書を提出する発議の提案に当たり、提出者及び賛成者及び提出する意見書を決定する必要があります。まず、提出者及び賛成者を決定したいと思いますと思いますが、この決定について何か御意見はありますか。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 全員賛成でありますので、提出者は委員長、賛同者は委員全員ということでお願いしたいと思いますが。

○委員長（八木清美） ただいま佐藤委員より、提出者は委員長、賛成者は委員全員という意見が出されました。

お諮りします。ただいまの提案のとおり提出者は委員長、賛成者は委員全員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、意見書案文の精査について何か御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 特にないようですので、本案文を意見書といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

お諮りします。本意見書につきましては、その字句等の整理を会議規則109条の規定により委員長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は委員長に委任することに決定されました。

---

○委員長（八木清美） 以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了しました。

---

所管事務調査について

○委員長（八木清美） 次に、所管事務調査を行います。

執行部側の関係課以外の方は御退席ください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時22分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

引き続き、所管事務調査を行います。

今回総務文教委員会では、コミュニティ・スクールにおける現状と課題について調査することにいたしました。

所管事務調査の進め方については、初めに調査担当である高田委員から調査理由と概要を説明します。

続いて、調査項目1から5の質疑を行います。調査項目1の質疑終了後、次の調査項目2に進むというようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1、コミュニティ・スクール制度調査理由と概要について、調査担当の高田委員より調査理由と概要について説明をお願いいたします。高田委員。

○高田委員（高田保則） 実はこんなに非常に難しい問題なんですけども、国の方針もありますし、また市の教育委員会の方針もありますし、それともう一つは地域がどのぐらい理解しているかということも一つの問題だというふうに考えます。そんなところも含めましてね、あえて今回コミュニティという問題を取り上げさせていただきました。

なお、主担当は私になっておりますが、霜鳥副委員長と共同作業でやっておりますので、その辺をよろしくお願いいたします。

それと、多分時間がですね、少ないんで、私ども7月、管内調査の中でも継続で座学形式でやらせていただければというふうに考えていますので、その辺をよろしくお願いいたします。ですから、今日は中途半端で終わるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

調査理由ということですが、ここにも書いていますが、学校運営協議会制度の目的に対する活動内容等の現状と学校、保護者、地域住民等、教育委員会での課題等の実態把握ということで、非常に文章で見ますとなかなか難しい言葉になっているんですけども、要はですね、私個人ではやっぱりコミュニティというのは何ぞやということになりますけども、これまたターゲットが学校ということで、そのコミュニティをどうするかということだと思うんですが、その辺のですね、学校側と、それとこの支援員になるんですかね、そういう方たちの考え方。それと、もう一つは学校コミュニティといいますとPTAもありますでしょうし、地域代表もありますでしょうし、その辺をですね、内容を教えていただいて、よりよい学校運営ができるかなというふうな考え方で、実は目的としてこう

いう形で上げております。

そんなところ大前提とした中で、調査項目になるわけですけども、①、コミュニティ・スクール制度を取り入れた目的はどうかと。これは、それぞれ市の考え方、それから受け入れる各学校の目的、多分私は地域コミュニティですから、それぞれ違うと思うんですよね。ですから、その辺の総体的な目標もありますし、個々の学校の目的もあるというようなこともあります、その辺の兼ね合いといいますか、お願いをしたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えさせていただきます。

目的ということですけども、まず学校、保護者、地域が共に知恵を出し合いまして、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みということで考えております。そのためには学校運営協議会というところでは地域の子どもたちをどんな子どもに育てたいかということについて、保護者、それから地域の住民の皆さん、教職員が熟慮を重ねまして、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するというふうな仕組みにはなっておりますけれども、その中でやはり市民の方で委員に入っている方の意見をですね、受けまして、市と学校の教育方針をすり合わせしながら取り組んでいくという中で、委員の皆さんにつきましては当事者意識を持っていただく中で子どもたちの成長を一緒に支えていただくというようなことを目的というふうに考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） この中で私気になるのはね、校長の運営方針を追認するというのもこの中に入っていますよね。だから、校長が学校の運営に関して全責任ですから、それはいいんですけども、その辺の運営の中にどのぐらいコミュニティの考え方が入るのか。それと、教育委員会の方針が入るのか。というのは、やっぱりちょっと全体的に私は妙高高原しかよく分かりませんが、学校の運営の仕方が違うなというちょっと疑問のところもあるわけですよね。そういう問題が多分地域の人たちもあると思うので、その辺の目的というのは今課長がおっしゃいました。非常にすばらしい目的なんですけども、実際運用面としてどうかということがこれから課題になるのかと思うんですよね。その辺いかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 妙高市の学校教育につきましては、教育委員会のほうで定めました子どもたちが輝く妙高の教育ということで重点目標を定めております。それに伴いまして、目指す姿ということで、夢に向かって人生を切り開き、たくましく生き抜く妙高っ子の育成というものがスローガンになっておりますけども、それを踏まえた上でそれぞれの地域の特性に合わせたり、学校の特性に合わせた中で学校長のほうで方針を作成していると。ただ、その方針の中には、私の認識ですけども、今言った地域性なんかにつきましてはやはり地域の皆さんの意見を聞いた中で反映させて、ある程度一緒に協議をしながらつくり上げていくというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 今課長のほうから説明があったと思うんですが、そのとおりでございます。最初の目的もそのとおりでございます。コミュニティ・スクールの導入については、努力義務という形で今国が進めている。この間の調査だと全体の、全国でいう小・中学校、市町村立でいくと、国立も含めてですけども、27%だからだと思います。30%弱だと思います。妙高市はコミュニティ・スクールに特別支援学校、総合支援学校除いた11学校が一応入っているという形を取りました。御存じのように当時ちょっと計画をした中で、あくまで形から入るのではなくて、妙高型コミュニティ・スクールというのを大分お話をしたと思いますが、今学校と地域が結んでいる、関係している、やられているところからスタートしようよというのが妙高型コミュニティ・スクールで、何でもこれもこれも、こ

れもこれも、はい、形をしっかりと整えましょうというふうにやってしまうととても苦しくなるだろうということで、今一番やれているところから育てていって、拡張できたら拡張していくという形を取っています。ですので、委員さん先ほどお話あったように、学校、地域によって差はあります。正直あります。これも以前答弁したと思いますが、一番最初に試験的で始めた新井中央小学校、それから追隨した斐太北小学校等々は非常にいい流れの中で、それから新井北小学校は地域との連携が非常にうまくできて進んでいますし、後発の学校につきましては今私が申し上げたことができるところから始めましょうということで、少しずつ少しずつ、毎年毎年積み重ねながら、私かなりいいほうに向かっていると思っています。もちろん課題もたくさんありますけども、いい方向に向かっているというふうに思っていますので、もう一度言いますが、学校、校長の考え方、教職員の組織含めてPTAの組織、そして地域の思いといったものはそれぞれあるので、学校によって、学校区によって違いがあるということで承知おきいただきたいというふうに思います。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私たちの年代ですとね、小学校の関係でコミュニティ・スクールと。自分ちがそこにいた頃、子どもでもって学校にいた頃、自分の子どもが学校にいた頃、それぞれの地域性があるから、差はあるんですけども、私みたいに小規模校ずっと関わってきた人間にとっては、改めてコミュニティ・スクールなんて言わんたって、そもそもコミュニティの中に学校がある。こんな形で来ているものですからね、改めてコミュニティ・スクールであれだこれだというのがどうもすっきりしないとかね、そういうのがあったりするんですよ。ただ、今の地域コミュニティを見る中で、やっぱりコミュニティの位置づけそのものがちょっと薄くなってきているなどというのはあるものですから、その兼ね合いを含めた中で、私の願望なんですけど、でき得れば改めて地域がコミュニティを構築していくというよりも、学校が中心になって、PTAがその中の中心というか、核になって、地域のコミュニティをまとめていっていただくと学校運営そのもの、地域の皆さんというのはね、学校で呼びかけると結構応えてくれるという、こういう地域性を持っていますんでね、その辺でもって一体になってやっていけばいいのかなと。そこでもってお互に通じ合うものがあれば次のステップに幾らでも踏み込みしていけるというふうに私は認識しているんですけどね、そういうのを期待しているというような状況で、コミュニティ・スクールそのものを外から眺めているという、こんな状況なんですけども、それぞれ学校の地域性があるから、差があって当然の話なんですけども、こんな中でね、こんな中で今教育長の答弁ありましたように、PTAが果たしてその辺でどこまでの認識でもってそこに踏み込みしてくれているのかなというのが私たち分らんとこなんでね、その辺のところへどんなバックアップをすればいいのかなという、この辺も含めた中で、今感じておられるところでもって、ちょっとお聞かせいただければなというふうに思いますが。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） ありがとうございます。御質疑のところとちょっとずれるかもしれませんが、学校が主体となって、学校が地域にどんどん、どんどん出ていったり、関わったりするところの部分が先行してしまいますと学校の負担がすごく大きくなるんです。実は地域担当というのを学校で一人一人置いておくことになっているんですけども、その職員もいろんなアンテナを張りながらやっているんですが、そこばかりやっているわけにいかないんで、校務、学習活動も全部含めてになるとなかなか負担が大きいと。今回コミュニティ・スクールを進めるに当たって、職員が事務局になっちゃ駄目だよと僕言っているんです。職員が事務局になると、もう本当にいっぱい仕事を抱えて、それで地域との窓口になったりすると大変になると。だから、コミュニティ・スクール、学校運営協議会の中で代表者、事務局員をつくって、その方が窓口になりながら学校とつながっていく。学校の要望についてはその方を通して地域に下ろしていく。地域の要望が、こっち出張ってきてくれないかね、学校はというよう

なことがあれば、その人を通してまた入っていく。学校が出ると。そういうある意味ウィン・ウィンの部員の関係をつくっていくというのが理想だと思っています。そこが、そこに保護者がどの程度入るかかどうかというのは、保護者もある意味地域コミュニティの一人の構成人員ですので、学校運営協議会の中に保護者代表の方が入っている学校も当然あります。その中で例えばそこにPTA会長さんが入っていれば、PTAとしてじゃ何ができるかという等の今度PTAの活動の中に下ろしていくといったことになってくると思いますので、その組織の構成人員によってはちょっと違ってくるところもあるかもしれません。

以上です。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今保護者とかPTAという話出ましたんで、ちょっと②のほうと関連あるんですが、私は委員の皆さんにはちょっとお話ししたんですけども、数年前に佐賀県の嬉野市の学校へ、あれは総務文教委員会ですかね。管外視察した経過あるんです。あそこの学校は、やはり今で言うところのコミュニティ・スクールが非常に進んだ、組織立った学校だったんですが、今の地域支援員というのが各階層から十数人出て、学校運営に意見、参加しているというところでしたし、コミュニティ・スクールの中にありますけども、教員の任用についても相当意見を言うというような制度の学校でした。これはすばらしいなと思って、実は感心したんですが、最近妙高市もこのコミュニティ・スクールということで実現したんですが、その辺のですね、いわゆる学校運営にどのぐらいの人たちが、どういう職業の人たちが携わるかというのが1つ大きな課題だと思うんですよね。例えば妙高高原にすれば、観光もありますでしょうし、農業もありますでしょうし、サラリーマンもありますでしょうし、自営業もあります。そういう人たち、多種多様な環境にある人たちが学校運営するということが私は非常に重要だと思いますし、職員の、教員の任用についても、いや、妙高高原南はそういう人は要らないよとか、妙高高原北小学校はそういう人は要らないよというような意思表示ができれば最高と思いますが、それが100%いくかどうか分かりませんが、そういうことによって学校の運営、学校そのものを盛り上げていくというのがやっぱり私はコミュニティ・スクールの大きな目標ではないかというふうに思うんですね。その辺は今、私前にもちょっとコミュニティの活動状況が分からないということでしたしか質疑したと思うんですけど、今回妙高高原中学校から初めて出ました。妙高中学校コミュニティ・スクール通信ということで、生徒と一緒に火打登山をしてくださるボランティアを募集します、こういうのがね、初めて出てきたんですよ。だから、そういうものがコミュニティ・スクールの中の問題として外部に出ていけば、おお、そうなんだということもありますし、そういうものがですね、今各階層いろんな人たちが集まってそういう問題をやっていかないとなかなか中のものが外に出ないといえますか、出さないといえますかね。そういうことになりますので、その辺のですね、組織のつくり方も私は非常に大事だと思うんですが、ちょっと一部私前に聞いたこと、南小学校は支援員というのは3人か4人ぐらいしかいないというようなお話聞いたんですが、その辺はどうなんでしょう。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えします。

今、まずは高原南小学校の体制についてまずお答えさせていただきたいと思いますので……

○高田委員（高田保則） 例えの話で。

○こども教育課長（松橋 守） はい。一応7人今委員の方いらっしゃいまして、その中には学識経験者ですとか、あと地域の住民の方、それから学校のコーディネーターの方、それからPTAの役員、会長さん、あと学校の校長先生というような形でもって、保護者の方も入っていらっしゃいますし、地域の方も入っていらっしゃいますし、あと学校職員というような形で、ただほかの地区につきましても大体同じような形でもって、人数はやっぱりその規

模に応じて違いますけれども、おおむねそのような形でもって構成されているというふうに認識しております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今南小の話ちょっと出ましたけど、南小学校は4地区が一緒になっているわけですよ。ただ、その辺はね、小規模だから、少ないというわけにはいかないんですよ。杉野沢、池の平、関川、妙高温泉、3つやっぱりそれぞれ違うわけですから、やっぱりただそれを南小学校を盛り上げるというんであれば人数が20人だから、少なくてもいいよというわけにはいかないと思うんですよ、学校の運営ということになれば。その辺をです、やっぱり中学校の話もちょっと聞いたことありますけども、その辺はこれからの私はコミュニティ・スクールの一つの課題だと思うんです。その辺いかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今の補足になりますけども、一応委員の人数につきましては要綱の中で15人以内というように定められております。なもんですから、最大でも15人までというふうになっておりまして、その中で今言ったように15人フルに配置をしていない学校もあれば、しっかり15人配置されている学校も、それぞれ学校のほうの、校長先生の考え方もありますけれども、その中でもってそれぞれの人数を配置しているところです。やはり活動の、いろんな活動をする中では、もしかすると今委員さんおっしゃったように、こういうふうな人材が入ったほうがいいのか、こういうふうな人たちの力を借りたいというふうな部分もあるかと思っておりますけれども、それぞれについては一応学校長のほうで判断をした中で、今一応人数を決めて、配置をしているというような状況になっております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） というのは、ちょっと2年ぐらい前ですかね。高田さん、ちょっとスキー部、クロカンの指導者がいるんだけど、アルペンの指導者いないんで、いないですかねというような相談ちょっと聞いたことあるんですが、それはだって何のためのコミュニティ・スクール、そういう人たちが入っているのかちょっと疑問に思ったことがあるんです。そういう問題は、やっぱり事スキーということに関しても、やっぱり、クロカン、アルペンという一つの分野あるわけですから、それはあれだけの広い妙高高原、各オリンピック、世界選手権選手がいっぱいいる中で指導者がいないという情報が学校に届かないというのは、ちょっとその辺の問題があるのかなというふうに思ったものですから、やっぱり運営となると小規模だから、小さくて、少なくてもいいということにはならないというふうに私は思うわけです。その辺これから一つの課題だと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 委員さん御指摘のとおりでございます、例えば妙高高原南小学校の例が出ておりましたけど、4地区あるわけですよ。それぞれ地域から子どもさんたちは来ている。そして、それぞれの地域に資源がたくさんあるわけです。そこに行って学習することもあるでしょう。提供してもらうこともあるでしょうということの情報はどんどん入ってくるということを考えたときには、それぞれの地区から代表を出していただくというのも一つの案だというふうに思います。そこら辺先ほど課長が答弁しましたように、学校長の実は判断の中で、上がってきたものを我々が承認するというような形になっているんですけども、そこら辺については15名の枠を存分に使っていて、いろんな分野から、いろんな地域から上げてもらうようにというまた話をしていきたいと思っておりますので、今後改善できるようなところは改善していきたいと思っております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） コミュニティ・スクール、基本は学校運営協議会というのが核になって、学校長の方針等を承認していくということで、今一覧表で会議の回数等も見させてもらいました。斐太北が断トツで7回も年会議を

やっていたらということなんですけども、この運営協議会の会議録というのは公開をされているものなんでしょうか。その辺ちょっと1点お聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 各学校では恐らく公開されていると思いますけども、ただ私どものほうへは情報としては特にいただいております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） では、学校では一応会議録は保存されているけど、教育委員会まで上がってきていないということでもよろしいでしょうか。私は、大事なことは、これは継続性の必要な会議だと思うんですよね。単年度で、校長の方針が1年でころころ変わっていくはずないんで、その学校のカラーというのは必ずあるんですよね。そういったものを見ていくと、こういった会議というのは継続していかなくちゃいけない。そうすると、前の会議の会議録というのはきちっと残って、そういったものは引き継いでいっていただく。委員が替わっても、そういったもの大事だと思うんですよね。その辺またちょっと徹底していただければなというふうに思っています。

今この表見ると、各学校によっていろんな行事取り組んでいらっしゃる。私は、素晴らしいことだと思います。先ほど教育長が少し学校によって温度差があるというのは、私もそれは感じております。これは、仕方ないところもあると思うんですが、特に大規模校になると非常にこれまとめづらい。特に私の地元、新井小なんていうのは、合併したとか、統合したばかりなんで、いろんなカラーが出てきていますんで、これはちょっとまとめるの大変だなというふうに思っているんですが、こういった大きな地域をまとめるのに教育委員会のほうでは何か指導とか、いろんな形を取っておられるのかちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） おっしゃるとおりでございます。例えば新井小学校の例が挙げりましたが、新井小学校、そして例えば中学校も、新井中学校辺りは非常に学区が広がりますので、そこからまとめていくというようなことは非常に苦しいです、正直。新井小学校さんも、私もいろいろ校長さん方と、代々替わってきていますが、校長さん方とも話をする中で、地域にどうやって関わりを持ってもらうかといったところで、いや、十分関わりは持っているんですけど、コミュニティ・スクール、運営協議会という組織を通して裾野が広がっていくといったような、そういう組織をつくらなくちゃいけないということは重々校長先生方分かっていて、あの手、この手を使っているんですけど、その中の一つの方策としては学校の情報、学校で起こった出来事等々についてはできるだけいっぱい保護者、地域の方にお知らせをしていく。その中で地域の方々の御意見を拾いながら、保護者の御意見を拾いながら、どういう形が、どういう人がいいのかといったようなことも人選しながら進めていくといったようなこともやっております。ですので、だからといってうまく大きな学区がぐっとまとまってくるかどうかというのは疑問に思うところでもございます。委員さん言われたように、会議録は確実にあります。そして、それを見ながら次の課題は何かといったのを土台にしながらテーマを探っているわけですけども、正直申し上げますと要は、言いつらくなっちゃったな。要は町内会長さん方たちや区長さん方も替わるんですね、どんどん。そして、また新たな方が充て職みたいな形で入ってくると、改めてまた説明を開始しなくちゃいけないというところの部分ないわけじゃない。そこら辺の部分が知らなかったよと、じゃ教えてといったところからまたリセットかかって、スタートしていかなくちゃいけないという部分も大きな学区はあるということをお知らせください。すみません。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） コミュニティの問題、私たしか平成29年頃に支援から協働へのコミュニティ・スクールということで、ちょっと一般質問をしたこともあるんですが、まずこの表を見た中でちょっと確認をさせていただきま

すが、委員数はそれぞればらばらなんですけども、その委員のいわゆる町内会長とか地域づくりの会長さん等、その構成の中身というのはどんな形で構成しているのか、そこら辺全体通した中で大体こんな感じですよということ分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 任命基準の中の要件の一つになるのかなというふうに捉えました。要綱にうたっている要件としましては、まず対象学校の児童・生徒の保護者、それから地域住民、これについてはその学校区に住所を有する者、それから学校の運営に資する活動を行う者、例えば米作りだとか野菜作りをお手伝いしてもらったりとか、そういうような地域の方、それから校長及び教職員、それから地域の学識経験者、あと関係行政機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者というふうな要件がございまして、その中でさっきの一貫性というふうなお話もありましたけど、今までの委員さんの顔ぶれですとか、あと新しい委員の必要性等については校長先生が恐らく全体で共有する中で決めて、最終的に決定をするというふうな形で選定しているというふうに認識しております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 最近ですね、高齢化、また少子化と地域の中でもですね、非常に地域コミュニティそのものが脆弱化というのか弱体化してきている中で、さらに地域の教育力そのもの全体がやっぱり昔から比べればおっけてきているのかなと。そんな中で今課長からも説明あった中で、学識経験者、そこの中に、私とすれば時代がどんどん、どんどん変わってきているんだから、例えばこの近くに上教大もあるわけですよ。そこら辺の学識経験者。ものもお金がかかりますけども、そういうような委員の活用も、また新しい情報知れるとか、いろんな面で必要じゃないかなと思うんですが、そこら辺の考え方がでしょうか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） すみません。上越教育大学には学校支援プロジェクトというのがありますよね、その中に地域コミュニティとの関わりとか、それを生かした学校運営といったような一つの視点もあるんです。学校によってはその視点を捉えて、ぜひそこら辺から支援をしてもらいたい、指導してもらいたいというふうな手を挙げますと、上教大との連携が成立すると入ってきて、指導していただく、支援していただくということも可能でございます。申し訳ありませんが、校長先生方の捉え方によるところが大きいということで御承知おきください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今の関連ですけれども、令和3年度ですね、運営協議会の委員の中には新井小学校ですけれども、上教大の特任教授、佐藤先生という方がもう既に入っておられます。また、それ以外に今と少し意味合いは違いますが、妙高小学校の場合ですと例えば国少の専門員の方とかということで、外部のそういうふうな専門職の人材の方も一部コミスクでは既に登用しているというふうな状況です。

[委員長、副委員長と交代]

○副委員長（霜鳥榮之） 委員長を交代します。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 私コミュニティ・スクールについては全然詳しくなくて、今構成委員についてのお話がありましたけれども、その中で任期というのは妨げないということとされているのかどうか、任期についてお尋ねします。

○副委員長（霜鳥榮之） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 任期につきましては、基本的に毎年度、1年でもって更新になります。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 非常に関心が深くてですね、ずっと関わりたいという委員の方もいらっしゃると思うんですね。ですから、毎年更新で気づいたら例えば5年も6年も、あるいは10年近くもずっと携わってそこを指導してくださっているという方もいらっしゃれば、委員の成り手がなかなかなくてですね、探しているという実態はあるのかどうかお尋ねします。

○副委員長（霜鳥榮之） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） すみません。一人一人拾っているわけではないので、あれなんですけども、今おっしゃられたように多分気持ちのある方、地域の方で恐らく何年も勤めていらっしゃる方もいらっしゃると思いますし、現実には斐太北につきましては設置当時からずっと委員さんという方も中にはいらっしゃいます。なもんですから、やはり委員さんの気持ちといいますか、思い入れの中で、学校と相談をする中で、継続して毎年毎年受けてくださっている方は何人かいらっしゃいます。

あとですね、もう一点、すみません。何でした。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○こども教育課長（松橋 守） すみません。成り手云々ということにつきましては、ちょっとうちのほうでも例えば15人に必要なだけでも、14人しか成り手いなかったというふうな話についてはちょっと承知はしておりません。

○副委員長（霜鳥榮之） 教育長。

○教育長（川上 晃） すみません。補足させてください。各小学校、中学校の代表者の方から集まっていただいて、年に1回コミュニティ・スクールの運営の状況について意見交換をするんです。昨年はコロナ禍でちょっとできなかったんですが、その中で一応大きな話題になって、あとの課題ということもあるんですが、今の人選というところに関係するんで、申し上げますけど、次の世代を探っていく、次の世代にバトンタッチしていくというところの部分で大きな課題を感じているところの学校が多うございます。今非常に軌道に乗っている。今年も同じメンバーで、次の年も同じメンバーで、若干入れ替わりあったとしても、ずっと方向性が決まっていますが、今度次へ、誰にバトンタッチするか。急に全部バトンタッチするわけにはいきませんので、徐々に徐々に替えていかなきゃいけない。そういうメンバー、人員の人選だとかといったようなところで苦勞しているというか、課題であるというふうに答えているコミュニティ・スクールの運営協議会の代表もいます。そういうこともまた御承知おきをいただきたいと思えます。すみません。お願いします。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 年代層にも偏りがないようにですね、次世代の方々にうまく継続してつなげていくためにはいろんな方から協力していただいたり、先ほど高田委員の言うようにこういう通信みたいなものを発行していただいて、逆に募集しているということを学校側から言うのと地域も何とかしてあげたいなという方が出てくると思うんですね。ですから、そういう取組とか、今後もオンラインとかでそれぞれの地域の取組、コミュニティ・スクールの取組を紹介し合うというのも非常にいいかなと思いますので、今後ぜひ継続していけるように、また御指導いただきたいと思えます。

以上です。

○副委員長（霜鳥榮之） 委員長を交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（八木清美） じゃ、高田さんラストでお願いします。

○高田委員（高田保則） まだまだ時間が足りなくて、これから本題というようなことになるとは思いますが、今日はちょっとね、こういうことで、冒頭申し上げました7月の管内調査の中で続きをいただければというふうに思います

ので、私のほうの主担当として今日はこれで終わりにしたいと思います。

○委員長（八木清美） 以上で所管事務調査が全て終了しました。

所管事務調査の報告については調査結果報告書を議長に提出いたします。その後、今回本会議終了日に諸般の報告として報告書の写しが配付されることになっております。

なお、報告書については正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承ください。

これにて所管事務調査を終わります。ありがとうございました。

---

閉会中の継続審査（調査）の申出について

○委員長（八木清美） 引き続き閉会中の継続審査（調査）の申出についてを議題とします。

お諮りします。閉会中において委員会の活動を行うため、お手元に配付の資料のとおり申出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の資料のとおり申出することに決定されました。

あわせて、視察の日程についてお諮りします。管内調査については7月16日金曜日を実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、管内調査は7月16日に実施することに決定されました。

なお、細部については正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

次に、閉会中の継続審査のうち、いわゆる所管事務調査については委員、執行部側のいずれからも申出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については申出がないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については申出しないことに決定されました。

---

○委員長（八木清美） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了いたしました。

これをもちまして、総務文教委員会を散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 0時01分